

第 15 回大阪市ヘイトスピーチ審査会 議事要旨

1 日時 平成 29 年 7 月 27 日（木）午後 1 時 30 分～午後 3 時 50 分

2 場所 市役所本庁舎 地下 1 階第 10 共通会議室

3 出席者

(1) 大阪市ヘイトスピーチ審査会委員

坂元会長、小野委員、松本委員、角松委員、濱田委員

(2) 大阪市職員

谷川市民局長、吉村市民局理事、平澤市民局ダイバーシティ推進室長、森市民局ダイバーシティ推進室人権企画課長、中島市民局ダイバーシティ推進室人権企画課長代理、安井市民局ダイバーシティ推進室人権企画課担当係長

4 議題

(1) ヘイトスピーチを行ったものの氏名情報を取得するために市としてとりうる方策にかかる調査審議

(2) 個別案件の調査審議

5 議事

○森 課長 お待たせいたしました。定刻になりましたので、ただいまから第 15 回大阪市ヘイトスピーチ審査会を開会いたします。本日はお忙しいところお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。私は本日の司会を担当いたします、市民局ダイバーシティ推進室人権企画課長の森と申します。よろしくお願ひ申し上げます。座らせていただきます。

それではまず、皆様お手元の資料について案内いたします。お手元の資料の 1 枚目に、「第 15 回大阪市ヘイトスピーチ審査会次第」、2 枚目に「配席図」をお配りしております。さらにその下に、資料一覧と 3 種類の資料をお配りしております。まず、資料 1 としまして、「この間の議論の整理と今後の論点」と題した資料をお配りしております。また、その他として「参考条文」と「大阪市ヘイトスピーチへの対処に関する条例の施行に関する事項について」と題しました諮問書の写しがございます。参考条文と諮問書につきましては、参考資料としてお配りをさせていただいております。不足などございませんでしょうか。それでは、これより議事に入ってまいりたいと存じます。坂元会長よろしくお願ひいたします。

○坂元会長 はい、わかりました。最初に委員全員のご出席をいただいておりますので、本日の審査会は有効に成立をしているということをお知らせいたします。いつも同じことを申し上げて恐縮なのですが、冒頭お伝えさせていただきますが、この審査会は大阪市ヘイトスピーチへの対処に関する条例第 9 条第 6 項に基づき、個別の案件に関する調査審議の手続については非公開となっております。従いまして本日は、お手元の次第のうち、議題（1）の「ヘイトスピーチを行ったものの氏名情報を取得

するために市としてとりうる方策にかかる調査審議」のみを公開し、議題（２）の「個別案件の調査審議」につきましては非公開となります。従いまして、議題（１）が終了した時点で、傍聴の方々及び報道機関の方々にはご退室をいただくこととしております。ご承知おきくださいますようお願い申し上げます。それでは、お手元の次第に従いまして、議事を進めてまいりたいと思います。まず、議題（１）「ヘイトスピーチを行ったものの氏名情報を取得するために市としてとりうる方策にかかる調査審議」でございます。関連する資料は、資料１と参照条文及び諮問書の写しです。それでは、まず事務局より説明をお願いいたします。

○平澤室長　それでは、お手元の資料１「この間の議論の整理と今後の論点」の資料に沿いまして説明をさせていただきます。この資料につきましては、前回６月２６日の審議でいただきましたご意見を踏まえまして、事務局の方で必要に応じまして、個別に先生方からもご意見をいただきながら、まとめたものとなっております。まず、１につきましては、前回の審議も踏まえ、この審査会として、こういった理解にたっているのかなということ、今回事務局でまとめさせていただきましたので、まず、１の部分につきましては、説明をさせていただきます。１が『インターネットによる不特定多数の者に対する通信』についての憲法及び法律による保護』ということ、（１）の部分では、憲法による保護について整理をいたしております。アですが、憲法第２１条第２項の通信の秘密の不可侵の保障の目的等ということ、この憲法第２１条第２項の「通信の秘密」と言いますのは、通信の内容だけでなく通信の存在や当事者に関する事項等も保護の対象としている。「通信の秘密」による保護の対象が、通信の内容だけでなく存在や当事者に関する事項等にまで及ぶとされており、これは理由としましては、これらの事項により通信の内容が推知される可能性があることを理由にしている、ということをもとめております。イの部分では、『インターネットによる不特定の者に対する通信』における『通信の秘密』ということをもとめております。インターネット通信と言いますのは、特定者間の情報伝達の手段としてだけでなく、プロバイダ等が運営するウェブサイト等を介した不特定の者に対する情報伝達の手段としても用いられる。こういった「インターネットによる不特定の者に対する通信」につきましては、通信の内容、存在というのは、不特定の者が知得することができ、また、通信の相手方は不特定の者ということから、通信の内容のみならず、通信の存在、相手方についても秘匿性を欠いたものとなっております。続く部分では、前回のご議論で、インターネットによる不特定の者に対する通信というのが、この「通信の秘密」の保護の対象になるのか、あるいは違う考え方があるのか、ということの２つの考え方があるというご指摘をいただきまして、その両面で検討する必要があるだろうといったご意見をいただきましたので、それを踏まえた整理になっております。説明の方ですけれども、憲法第２１条第２項の「通信の秘密」による保護の対象を私生活・プライバシーの保護と捉える場合。これを仮に事務局で「Ａ説」と置かせていただいております。

この場合、通信の内容のほか、その存在や相手方についても秘匿性を有しない「インターネットによる不特定の者に対する通信」であっても、その発信者の情報については「通信の秘密」による保護の対象となる。この場合、保護の対象は通信の内容、存在等に秘匿性がないということから、こういったものに秘匿性を有する特定者間の通信に比べて、限定的なものになると考えられるということでもまとめております。続きまして、「通信の秘密」による保護の対象を通信の内容と捉える場合、これを「B説」と置かせていただいております。この場合、「インターネットによる不特定の者に対する通信」については、保護の対象となる通信の内容のみならず、その存在、相手方についても秘匿性を欠くということから、発信者の情報につきましては、「通信の秘密」による保護の対象ではなく、憲法第13条に基づく「個人のプライバシー」としてどこまで保護されるのかという問題として捉えていくことになると考えられるということでもまとめております。いずれにいたしましても、「インターネットによる不特定の者に対する通信」というのは、不特定の者に対する表現活動と見ることができる。そして、その発信者の情報というのは、「通信の秘密」や「個人のプライバシー」という観点とは別に、憲法第21条第1項の「表現の自由」における表現者の匿名性がどこまで保護されるのかという問題としても捉えていくことになると考えられるという形でまとめております。次のページに行ってくださいまして、まとめといたしまして、「インターネットによる不特定の者に対する通信」の発信者の情報については、憲法上「通信の秘密」又は「個人のプライバシー」及び「匿名による表現の自由」として保護される。ただ、「公共の福祉」による一定の内在的制約を受けることになるという形で憲法との関係についてはまとめております。続きまして、(2)の部分「法律による保護」ということでございます。これは、前回のご議論でも、いわゆる「通信の秘密」と言いますのは、憲法と電気通信事業法では同じ趣旨のものということで制定はされたということで、前回ご意見をいただいております、その解釈というのがシンクロしているのか、分立しているのかと、そういったあたりから考えていく必要があるというご意見もいただいております、それを踏まえた整理をさせていただきます。まずは、「電気通信事業法第4条」の方ですが、こちらはインターネット通信など電気通信における憲法第21条第2項の「通信の秘密」の保障を具体化したもの。第1項では「通信の秘密」の不可侵を規定しております、第2項では「他人の秘密」についての守秘義務を課している。電気通信事業法第4条第1項の「通信の秘密」と憲法第21条第2項の「通信の秘密」を同義のものとする場合ですけれども、この場合は前記のA説に立ちますと、発信者の情報は電気通信事業法第4条第1項の「通信の秘密」に該当する。B説に立った場合には、発信者の情報は「通信の秘密」には該当せず、同項の規定は適用されないとことになると考えられる。また、電気通信事業法第4条第1項は憲法第21条第2項の「通信の秘密」と同義ではない。これを包含する秘匿性のあるものを指すと考えられる場合には、「インターネットに

よる不特定の者に対する通信」における発信者情報と言いますのは、A説に立ちますと「通信の秘密」の保護の観点から、B説に立ちますと「個人のプライバシー」の保護の観点から、どちらも電気通信事業法の第4条1項の「通信の秘密」に該当することになると考えられるということでもまとめております。次に、「インターネットによる不特定の者に対する通信」における発信者情報に対する第4条第2項の規定の適用というものでございますけれども、この第4条第2項の規定と言いますのは、「他人の秘密」について守秘義務を課しているということから、発信者の情報につきましては、A説に立ちますと「通信の秘密」の保護の観点から、B説に立ちますと「個人のプライバシー」の観点から、第4条第2項の「他人の秘密」に該当することになると考えられるということでもございます。以上の通り、このA説、B説いずれに立ちましても、「インターネットによる不特定の者に対する通信」における発信者の情報と言いますのは、第4条第1項の「通信の秘密」または第2項の「他人の秘密」に該当することになる。ただ、その一方でこれらは憲法上「公共の福祉」として認められる範囲内において他の法益による一定の制約を受けることになるという形でまとめております。続きまして、いわゆるプロバイダ責任制限法の第4条との関係について整理をしております。2ページの1番下の部分からでございます。こちらにつきましても、前回のご議論の中でも、このプロバイダ責任制限法と申しますのは、発信者情報の秘匿性を制限したものであるということですが、法律が定めているからと言ってそこが法の先占領域であって、条例を一切規定してはならないとはならないのではないかといったご意見をいただいておりますので、その点を踏まえましてまとめております。プロバイダ責任制限法第4条と申しますのは、3ページの頭の方にいきますが、電気通信事業法第4条第2項の特例ということで、一定の要件のもとに「他人の秘密」についてのプロバイダの守秘義務を免除して、インターネット等の特定電気通信による情報の流通によって自己の権利を侵害されたとする者のプロバイダに対する情報開示請求権を付与しているというものでございます。同条の規定は、自己の権利を侵害された者を支援する趣旨のものということですが、アの部分でも書いておりましたように、電気通信事業法第4条第2項の規定が他の法益が認められる場合についてはプロバイダ等の電気通信事業者が第三者に発信者情報を提供することまで禁止する趣旨のものではないと考えられること。そして、現に警察等からの法令に基づく請求を受けまして、プロバイダが情報を提供している事例があるということからしますと、このプロバイダ責任制限法第4条の規定というのは、電気通信事業法第4条第2項が容認しているプロバイダ等による発信者の情報の第三者への提供の一類型として自己の権利を侵害された者に対する提供について規律したもの。そして、プロバイダ等が発信者の情報を提供することができる相手方を自己の権利を侵害された者に限定する趣旨のものではなく、他の法益が認められる場合にはその他の者にも発信者情報を提供することを禁止するものではないと考えられるという形でいったん

の整理をさせていただいております。この点につきまして、委員の皆様方のご意見をいただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○坂元会長 どうもありがとうございました。今、事務局の方から説明がありました論点について、ご意見等がございましたらお願いをいたします。また、こちらの資料にない新たな論点につきましても、ご意見があれば自由にお願いをしたいと思います。いかがでしょうか。

○松本委員 よろしいでしょうか。

○坂元会長 はい、どうぞ。

○松本委員 今回の事務局のまとめ方ですけれども、これまでもここで色々議論してきた事柄についての的確にまとめていただきまして、だいぶ議論の流れといいいますか、見通しがよくなったというふうに感じました。ただ、1つだけ補足させていただきたいと言いますか、これまでの議論の中でも出てきた事柄について、今の整理の中で十分に捉えきれてないように思えた点が1つございましたので、補足させていただきたいと思います。それは、匿名表現の自由についての問題でございまして、1ページ目の1番下のところで憲法第21条第1項の「表現の自由」における表現者の匿名性の保護という観点、A説に立とうとB説に立とうと、どちらであってもこういう問題があるという整理をされておりまして、これはまさにその通りだというように感じるわけでありまして、この匿名表現の自由というのは、要は発信者の匿名性を保護するということが自由で豊富な情報流通というものを促進すると、こういう観点から発信者情報というものを保護しましょうという考え方でありまして、いわゆるプライバシーの保護、私生活の保護といった観点とは異なるものです。ですので、通信の秘密をどのように捉えるにせよ、結局のところそれは個人のプライバシーや私生活の秘密の保護という観点に収れんされていくものですから、匿名表現の自由の保障というものとは違う方向での議論になっていくわけです。これが法律レベル、法律の次元においてどう捉えられているかという観点が、今回の整理から落ちてしまったというのは少し残念でございまして、2ページのところ、法律による保護ということで、電気通信事業法の第4条についての議論がまとめられているわけですが、これは全てプライバシー保護、あるいは私生活、秘匿性の保護といったような観点からまとめていただいている。これはこれで、間違えているわけではないのですが、ここでも匿名表現の自由の保障という観点を盛り込むことは出来るのではないかとというふうに考えております。すなわち、電気通信事業法第4条の「通信の秘密」または「他人の秘密」というところの中に、匿名表現の自由を守るために発信者の匿名性を保護するために当該法律が発信者情報を保護しているという、こういう読み方ができるのではないかと思います。もちろん、そう読んだところで最終的には「公共の福祉」の観点からの制限ということは別途考えないといけないということにはなりますけれども、しかし、いずれにしても匿名表現の自由の保障という観点が、ここでも残るのではないかと思います。これは例え

て言いますと、公職選挙法の投票の秘密と平行に考えられるのかなというふうに考えております。投票の秘密というの、これはプライバシーの保護ではありませんで、そもそも選挙というのは公的なものでございまして、投票者の身元等についてはもちろん秘匿することが求められているわけですが、これは投票者のプライバシー保護という観点ではなくて、投票者の身元を秘匿することが結局のところ自由で闊達な選挙というものを促進するという観点から認められているものでありまして、この同じような発想が匿名表現の自由の保護という考え方のもとでも認められるのではないかとということでございます。以上です。

○坂元会長 どうもありがとうございました。「通信の秘密」、「他人の秘密」の中には「匿名表現の自由」というのがあって、発信者情報を保護している。ただ、それも「公共の福祉」という一定の同じような制約を受けるということにおいては限らないだろうということであったかと思えます。それでは、それ以外のご意見をお願いできませんでしょうか。

○角松委員 今回の論点に含まれるか、それとも今後の論点ということになるかは自信がありませんけれども、私としましては、公表を前提として氏名情報を取得するという点について、そもそもそれはどういった目的のものとして位置付けるのかというのが問題になるのではないかなと考えています。現在のヘイトスピーチ条例における公表の目的というのは、基本的に情報提供目的の公表なのではないかなというふうに私としては認識しています。つまり特定の表現について、それがヘイトスピーチであるという市の認識を示すことに公表の目的があるのではないかと考えられます。そう考えますと現時点で確かに氏名情報が判明しないという場合があるわけですが、その場合でも、具体的になされた表現の内容と、それからアカウント名という一定の社会的な実在があるものが公表されているわけですから、情報提供目的についてはひとまず達成されているというふうに考えられるのではないかなと思えます。だとしますと匿名表現としてなされた行為について、公表を前提として氏名情報を取得して、さらにその取得した実名を公表することが必要だというのであれば、それはヘイトスピーチを行うこと自体が、条例上の違法行為だと位置付けることが前提になるのではないかと思います。で、ヘイトスピーチを条例上の違法行為としたうえで、それを公表すること自体が、そのような違法行為に対する制裁であるという説明であるか、あるいは別に罰則を作ったり、あるいは何らかの不利益処分の制度を設けたりして、そういった罰則や不利益処分に付随する公表なのだというふうな説明が必要になってくるのかと思います。そのように公表の目的を設定したうえでないと、電気通信事業法やプロバイダ責任制限法との規定の関係を議論することもできないのではないかなというふうに考えている次第です。言うまでもないと思いますが、ヘイトスピーチ自体を違法行為として位置づけることは今の条例の基本的な考え方を変更することになるのではないかなと思えます。となると、憲法上の制約もありうると思えますし、また、それ以前に市民の

間に様々な議論があるのではないかと思いますので、そういった市民の様々な意見を踏まえた上で、議会で議論をしていくことが必要となると考えているところです。以上です。

○坂元会長 どうもありがとうございました。これは今後の審議で、さらに固めていかないといけないかと思えますけれども、現在の大阪市のヘイトスピーチ条例の構造という問題について、改正をする必要があるのではないかということの問題点の指摘が今あったというふうに思えます。その他、ご意見ございませんでしょうか。なかなか難しいですからね。結構、厄介な問題だと思います。前回から今、議論になっているものというのは、いわば我々が審査会でヘイトスピーチに該当するというのを認定し、そのヘイトスピーチを行った投稿者名というものは公表しているわけでありまして、しかし氏名等についてはたどり着けないと言いますか、我々が取得できない状況にある。そういう中で、大阪市がプロバイダから発信者情報の提供を受けるといえることができるかどうか。それは憲法で、そういうことは絶対に禁止されているのか、あるいは現行法、今、議論になっていますのが電気通信事業法、それからプロバイダ責任制限法でありますけれども、それが絶対に禁止されているのかという点については、委員の間では絶対に禁止されているというところまでは言えないでしょう。ただ、そうした現行法を考えた時に、条例による電気通信事業法およびプロバイダ責任制限法の規定の制約について、少し議論を審査会の場で進めようということで、今、2人の委員から議論が出てきたところだというふうに自分としては整理しているところでございます。他に何か意見があれば、よろしくをお願いします。

○濱田委員 今回の事務局の方で整理していただいたものの中で、法律による保護と条例を考えた場合の関係ということについて、具体的な法令として電気通信事業法とプロバイダ責任制限法というものを挙げていただいて、これとの関係をまとめていただいていると思うのですが、これらの法律というのは、電気通信事業法の方は、通信の秘密の保護のために秘密を守らなければならないということを定めておりまして、一方で、今、プロバイダ責任制限法の第4条として挙げているものは、一定の場合、要件を満たした場合には発信者情報の開示を請求することができるということで、いずれも通信の秘密に関連する法令ではあるのですが、向きとしては秘密を守らなければならないということと秘密の開示を求めることができるという方向で、若干種類の違うものなのかなと考えております。したがって、こういった法令と新たに条例で何らかの情報開示を求める制度を作る場合の条例と、これらの法令との関係についても、そういったそれぞれの法令の性質の違いにも配慮しながら検討していく必要があるのではないかというふうに考えております。以上です。

○坂元会長 どうもありがとうございました。他にございますか。私の方は、国際法が専門ですからあまりプロバイダ責任制限法というのは詳しくないので、今日の事務局で整

理をしていただいた3ページ目ですが、今、出てまいりましたけれども、プロバイダ責任制限法の場合には、自己の権利を侵害されたものについて発信者情報を開示することができるというふうになっている。ただ、今、我々が議論しているのは、大阪市がそうしたプロバイダにその発信者の情報の開示を求めることができるかどうか、ここが論点になるわけですね。そうしますと、3ページ目のところの最後の3行ですけれども、「プロバイダ等が発信者の情報を提供することができる相手方を自己の権利を侵害された者に限定する趣旨のものではなく、他の法益が認められる場合にその他の者に発信者情報を提供することを禁止するものではないと考えられる」。ここがまさしく、こういう形でプロバイダ責任制限法の解釈が通説的にあるのであれば、かなり今、我々が議論しようとしていることが法律上も禁止されていないのではないかという形で捉えることができると思います。このあたりは、どういう議論が一般になされているのか事務局でお調べになってわかる範囲がもしあれば、あるいは委員の方でこういうふうに解されるのだということでは何かあれば教えてください。

○谷川局長 すみません。今の点なのですけれども、このプロバイダ責任制限法というのが、ここにも書かせていただいていますように、プロバイダが電気通信事業法の制約のもとで、いわゆる当事者情報を開示するのが許されるのは、自己の権利利益を侵害されたと主張する方だけであるというふうなものと解釈した場合に、実際問題といたしまして、ここにも書いてございますように、例えば捜査機関の方から照会をして提供をしているという事実もございまして、他方で規約に基づいて、あるいは契約に基づいて一定の場合は提供しますというふうなことをプロバイダも示しているというような事実もあるということを考えますと、あくまでも1つ提供できる一類型を示したものであって、その他は一切禁止しているというふうに考えてしまいますと、今、現実には起きていること自体、なかなか説明がつかないという要素もあるのではないかと整理しましたので、提供する合理的な理由があるかどうかということにつきましては、今後またご議論あるかなと思いますけれども、一応、自己の権利を侵害されたもの以外に対しては一切禁止しているというような限定的なものではないのではないかと整理させていただいている次第でございます。

○坂元会長 どうもありがとうございました。今の整理で私も明確になったわけですが、プロバイダ責任制限法では権利を侵害された当事者だけではなくて、この法律のもとにおいても情報提供を受ける主体として、例えば警察が捜査の必要上そういう情報の提供を受けている。それから、プロバイダと個人との契約の中で、あらかじめ開示をする場合もあり得るということに同意をしている場合には開示をするというケースがあるということで、必ずしも権利を侵害された当事者のみに限定するというふうには解釈できないのではないかとということで、今、私が質問した部分が記載されているというふうに理解をいたしました。その他、何かこの点、あるいは他の

点でも結構ですけど、少し整理をしておきたいというところはございませんでしょうか。

○平澤室長 続いて2の方の説明に行かせていただいてもよろしいでしょうか。

○坂元会長 では、2の方の説明に移らせていただきます。

○平澤室長 それでは続きまして、資料1の3ページ、2の「今後の論点」につきましてご説明をさせていただきたいと思っております。1の部分につきましては、今日のご議論を踏まえてまた適宜修正等を加えてまいりたいと考えております。2のところでございますけれども、「条例による電気通信事業法第4条及びプロバイダ責任制限法第4条の規定の制約の可否について」ということで論点まとめております。まず、1点目としまして、その「判断基準」ということでまとめております。この2つの法律の規定につきましては、先ほどのまとめでは、他の法益が認められる場合には一定の制約を受け、プロバイダがこれらの規定による規律とは別に発信者の情報を提供することが一切禁止されているものではないと考えられる。その制約を条例によって設けることができるかどうかということについてですが、それにつきましては、徳島市の公安条例において最高裁判所が示した条例の制定の範囲についての判断基準に則って判断をするということにより、ということになるのかどうかという点につきまして論点を挙げております。その際の判断基準ということで下に書いておりますが、規律する対象が同一の場合、条例の目的が法令の規定の意図する目的と同一かどうかという点。目的が同一の場合、国の法令が必ずしもその規定によって全国的に一律に同一内容の規制を行う趣旨ではなく、地方公共団体において、その地方の実情に応じて、別の規制を行うことを容認する趣旨であるかどうか。目的が異なる場合においては、条例の適用によって法令の規定の意図する目的と効果を阻害するかどうか。規律する対象が同一でない場合と言いますと、当該法令全体からみて、法令が規律していない対象についていかなる規制をも行うことなく放置すべきものとする趣旨なのかどうかといった判断基準になってくると考えております。続きまして、4ページの(2)の部分になりますが、「本件諮問における「インターネットによる不特定の者に対する通信」における発信者の情報の取得・公表における判断基準のあてはめ」ということで、ア、イ、ウの3点書いております。まず、「対象の同一性」ということで、法律の保護対象と大阪市の取得・公表の対象は共に発信者の情報であり同一と考えていいのかということ。イとしまして「目的の同一性」法律の保護目的と大阪市の取得・公表の目的は異なると考えていいか。そして、ウとしまして「法律の目的と効果に対する影響」。法律の目的と効果に対する影響について、どのように考えるべきかという論点がございます。以降(3)「条例によるプロバイダに対する発信者情報の提供の義務付けの妥当性」、(4)としまして「プロバイダと発信者との契約と条例との関係」、そして3として「発信者情報のプロバイダからの任意取得について」ということで、まとめておりますけれども、本日ににつきましては順を追って議論していく必要があると考えておりまして、

2の(1)、ならびに(2)につきまして、本日ご意見をいただければという趣旨でこの分につきまして、詳しく論点出しをさせていただいているところでございます。ご意見いただければと思います。

○坂元会長 どうもありがとうございました。それでは、ただいまの事務局のご説明に対しまして何か意見等があれば、よろしく願いいたします。

○松本委員 2の標題の点なのですが、ちょっと細かいことになるかもわからないのですが、法律の規定の「制約の可否について」というふうに書かれておりまして、ちょっとこの標題はややミスリードかなと思えました。憲法上、条例制定というのは、法律の範囲内でないといけないとなっておりますし、地方自治法上も法令に違反してはならないということになっておりますので、条例によって法律規定を制約できると言われれば、これはできないと答えるしかないのかなと思えます。揚げ足取りみたいな言い方になって申し訳ないのですけれども、ちょっとここは文言を修正された方が誤解を招かなくていいのではないかなと思えました。そこから先についての判断基準については、基本的には最高裁の示した判断基準に沿って判断するのが妥当であろうというふうに私も思います。その上で、今回の大阪市の情報取得・公表の対象というものが電気通信事業法ないし、プロバイダ責任制限法と同様、発信者情報であって対象は同一というふうに考えていいのかなと思えます。

○坂元会長 どうもありがとうございました。最初に提起された点については、後でまた事務局の方で適宜修正をしていただくとういたしまして、対象は同一であるというご意見でございました。

○角松委員 こちらの問題は、法律と条例、いわゆる自主条例との関係でございますから、ここに指摘されたように、徳島市公安条例判決の枠組みに従って考えていくということは、まさにその通りだろうと思えます。ですが、徳島市公安条例判決はなかなか具体的な適用が難しい点がございまして、今回、2の(1)のところのさらに「(判断基準)」と書かれた、規律する対象が同一の場合、条例の目的が法令の規定の意図する目的と同一かどうかと書かれているわけです。これはこれで正しいのですけれども、規律する対象が何かということを考える時には、結局、法律が規律している規律の内容が何かということを考えなければならないわけですし、だとすると前の論点のところでも検討したプロバイダ責任制限法の最後のところですね。「プロバイダ等が発信者の情報を提供することができる相手方を自己の権利を侵害された者に限定する趣旨のものではなく、他の法益が認められる場合にその他の者に発信者情報を提供することを禁止するものではないと考えられる」というふうな解釈が成り立つかどうか依存するのかなと思っています。例えば、他の法益が認められる場合にその他の者に発信者情報を提供することについて、そもそも電気通信事業法、プロバイダ責任制限法は規律していないのか、それとも規律したうえで別段の規制を容認しているのかというあたりは、結構詰めて議論すると非常に難しい論点になってくるのかなと思っています。その前で、最終的にはここで指摘されたよ

うな目的の比較というのが必要になってくる。まず、目的の比較をしたうえでさらにもう一度法律の趣旨に立ち戻るといことになるわけですがけれども、目的の比較ということについては先ほど私が申した、今回実名取得を目的とする制度を作ろうとするのであれば、その目的をどう考えるのかということをもまずはっきりしないと議論が進まないことになると思いました。以上です。

○坂元会長 どうもありがとうございました。角松委員のご意見は、先にも述べておられましたように、いわば実名取得というもの、あるいは公表というものが、どういうふうな条例の中で位置付けられるかということを考えないといけないのだということに結びつくご意見だったと思います。その他、何かご意見ございますか。

○濱田委員 ここで電気通信事業法とプロバイダ責任制限法の規定と想定する条例との関係を整理していただいていると思うのですがけれども、先ほど申し上げたこととも関連するのですがけれども、徳島市公安条例事件において最高裁判所が示した判断基準に当てはめて条例が許されるのかどうかということを考える場合には、基本的には法律がすでに定めているものだとあるということが前提に当然なってくるわけですがけれども、その法律というのは同じような目的の法律があるということが前提になるのだと思います。ここでプロバイダ責任制限法の第4条の規定というのは、今回条例で考えているものと同じように発信者の情報の開示を求めるという意味で、同じようなものになるかと思うのですが、一方で電気通信事業法第4条というのは、通信の秘密を保護するために守秘義務を課しているという規定になると思いますので、若干、条例を定める時にどういう形で法律の規定が問題になり得るのか、ということを考えるうえでの筋道が少し違うのではないかなというふうに思っております。プロバイダ責任制限法の第4条というのは、電気通信事業法の第4条で守秘義務を課されたものについても一定の要件を満たした場合にはその守秘義務を解除して、電気通信事業者が発信者情報を開示してもよいというふうな形で定められている法律ですので、そのあたりを意識しながら法律と条例との関係について検討していく必要があるのではないかと考えています。

○坂元会長 どうもありがとうございました。この法律と条例が同一の目的であるかどうかの問題を考える時に、電気通信事業法の目的とプロバイダ責任制限法の目的は、これは異なっているという点を踏まえただうえで、今後、大阪市の条例改正の議論を進めていく必要があるというご意見であったと思います。その他、よろしいでしょうか。それでは、ただいまの質疑応答を踏まえまして、事務局において内容の整理をお願いしたいと思います。以上で、議題（1）の「ヘイトスピーチを行ったものの氏名情報を取得するために市としてとりうる方策にかかる調査審議」は終了いたしました。これ以降は、非公開での調査審議を行いますので、恐縮ですがけれども、傍聴の方々および報道機関の方々にはご退室いただきますようお願いいたします。

【 傍聴者・報道機関 退席 】

<以下は非公開で調査審議>

議題（２）個別案件の調査審議

【ヘイトスピーチの該当性等にかかる案件の調査審議】

- 継続案件のうち５件について、調査審議を行った。
- ５件すべてについて次回以降引き続き審議することとした。

【新規案件（３件）の調査審議（概要聴取）】

- 新規案件３件の諮問を受け、事務局から内容の説明を受けた。
- 今回は概要聴取にとどめ、次回以降引き続き審議することとした。

【市に提供された情報への対応について（報告）】

- 申出以外で市に提供のあった情報のうち、諮問を見送る案件（着信通数 16 通）について、市民局から説明を受けた。

以上